

# 東松島市新型コロナウイルス感染症対策資金 「信用保証料補給金」のご案内



新型コロナウイルス感染症の影響を受け、以下の制度融資を利用した場合に、支払った保証料の一部を補給します。

## 対象者

以下の条件をすべて満たす方が対象になります。

○新型コロナウイルスの影響を受け、以下のいずれかの融資を利用し、宮城県信用保証協会の定める信用保証料を支払った者。ただし、令和2年4月1日から令和3年5月31日までに融資実行されたものに限り、

宮城県中小企業経営安定資金

- ・セーフティネット資金(セーフティネット保証4号又は5号の認定を受けた者に限る。)
- ・危機関連対策資金 ・新型コロナウイルス感染症対応資金 ・災害復旧対策資金
- ・経営改善サポート借換資金 (法第2条第5項第4号又は第5号の認定を受けたものに限る。)

○市内において1年以上継続して同一事業を営んでいる者で、法人にあっては、市内に本店又は主たる事業所を有し、個人事業主にあっては市内に1年以上継続して在住していること。

○東松島市暴力団排除条例(平成24年東松島市条例第44号)第2条第4号に規定する暴力団員等に該当しないこと。

○市税等の滞納が無いこと。

## 補給金額

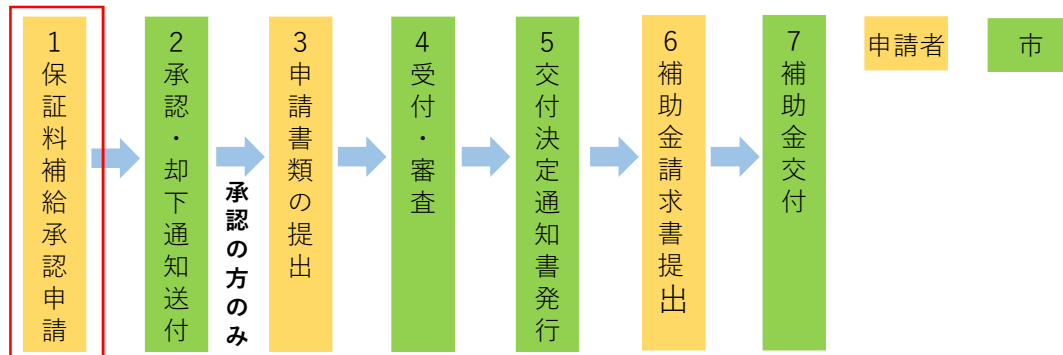
信用保証料 ※1 の 1/2 (一事業者あたり上限 60 万円)

※1 繰上げ償還等の事由により信用保証協会から保証料の返還を受けた場合は、当該返還額を控除した額。

※2 新型コロナウイルス感染症対応資金については、国県等からの保証料の補給を除いた部分の全額を補給します。ただし、上限については一事業者あたり 60 万円とします。

## 申請の流れ

※1 は  
R3.2.26まで



○承認申請の手続き (令和3年6月11日(金)まで)

保証料補給金の申請をされる方は、融資実行後速やかに以下の書類を市へ提出し、保証料補給の承認を受けてください。(期限を過ぎますと申請出来なくなりますのでご注意ください。)

・提出書類

- ①保証料補給金承認申請書(様式第1号)、②信用保証決定のお知らせ(お客様用)の写し
- ③融資に係る金銭消費貸借証書の写し、④市税等の滞納がないことの証明願
- ⑤代表者本人を確認できる書類の写し (例)運転免許証、パスポート等

○承認後の申請・請求手続き

承認を受けた事業者には、承認通知と併せて申請用紙を送付いたしますので、受領後、速やかに申請手続きをお願いいたします。

申請は1事業者あたり1回とさせていただきますので、複数の融資を利用される場合は、まとめて申請をお願いします。

## よくあるお問合せについて

### 〈補給金について〉

**Q 補給金の交付を受けた後に、繰上償還等の事由により信用保証協会から信用保証料の返還を受けた場合、補給金を市に返還する必要があるのか。**

○ 繰上償還等により信用保証協会から保証料の返還を受けた場合は、返還金のうち市の補給相当額を返還していただきます。なお、市への補給金の返還が必要ない場合であっても、信用保証協会から信用保証料の返還を受けた場合、市に報告してください。

**Q 複数回借り入れをした場合、利用した融資のすべてが補給金の対象になるのか。また、信用保証料を分割納付した場合、納付した額がすべて補給金の対象となるのか。**

○ 複数回借り入れをした場合、利用した融資のすべてが補給金の対象になります。ただし、補給金の上限は、一事業者あたり60万円です。なお、承認申請は融資毎に行ってください。また、分割納付した場合は、1回目に支払った信用保証料のみ補給金の対象となります。

### 〈対象者について〉

**Q 対象者は市内において1年以上継続して同一事業を営んでいる者、法人にあっては、市内に本店又は主たる事業所を有し、個人事業主にあっては市内に1年以上継続して在住していること、とあるが、期間を判断する上での基準日はいつになるのか。**

○ 新型コロナウイルス感染症対応資金の融資日が基準日になります。つまり当該基準日時点において、1年以上継続して事業を営んでいる者であることが必要です。具体的には以下の図に該当する場合は補助対象になります。

**法人** 基準日時点で、市内で1年以上同一事業を継続して行い、かつ市内に本店等を有している。

**個人** 基準日時点で、市内で1年以上同一事業を継続して行い、市内に1年以上継続して在住している。

融資  
実行  
日

基準日

申請先 東松島市商工観光課商工振興・企業誘致係

TEL 0225-82-1111(内線2163) FAX 0225-87-3804